

U I ターンしまね産業体験事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県へのU I ターン等を通じて、島根県への定住を促進する目的で、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が、U I ターンしまね産業体験事業として実施する助成金の支給等について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の種類)

第2条 本事業における助成金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 産業体験者助成金
- (2) 親子連れ産業体験助成金
- (3) 産業体験受入先助成金
- (4) 介護職員初任者研修助成金

(助成金の趣旨)

第3条 助成金の趣旨は、次のとおりとする。

- (1) 体験者助成金は、県内で農林水産業や介護分野、伝統工芸等の産業体験を行う場合に、技術習得や慣れない地域での生活習慣の体得など、体験を通じた研修のための助成金であり、財団が認定した産業体験を行う本人（以下「体験者」という。）の「生活費」（食糧費、光熱水費、被服費、家賃等を総合した費用）及び「研修費」（体験に係る費用）を助成するものとする。
- (2) 親子連れ産業体験助成金は、本事業を活用する子育て世帯の体験者に対し、子育て費用を助成するものとする。
- (3) 産業体験受入先助成金は、財団が認定した体験者を受け入れる者（以下「受入者」という。）が体験者に対して計画的に指導を行う場合に、指導謝礼として受入者に対して助成するものとする。
- (4) 介護職員初任者研修助成金は、体験者が介護分野で体験し、介護職員初任者研修を受講する場合に、助成するものとする。

(助成金の対象業種)

第4条 助成金は、次の業種の範囲とする。

- (1) 農業
- (2) 林業
- (3) 漁業
- (4) 介護（高齢者施設介護及び障がい者介護）
- (5) 伝統工芸等

- 2 前項第1号の範囲において、農産物を原料とした加工等を含む体験は、第六次産業を営む受入者で体験する場合に限り、第二次産業と第三次産業での体験が全体の50%程度を上限として、体験を認める。ただし、加工等を他の農家等で行う場合は、財団が個別に判断するものとする。
- 3 第1項第4号の範囲において、障がい者介護は、原則として介護職員初任者研修の受講を推奨する事業所での体験は認めるものとし、その他の場合は、財団が個別に判断するものとする。
- 4 第1項の規定に関わらず、隠岐地域については、財団が個別に業種を判断する。
- 5 その他、第1項で規定する業種との関連性については、財団が個別に判断するものとする。

(産業体験者助成金の交付の対象)

第5条 産業体験者助成金の交付対象は、次の第1号から第4号のいずれかに該当し、かつ、第5号から第11号に該当する者とする。

- (1) 県外に在住する者
- (2) 県外から島根県に移住して 1 年未満の者
- (3) 県内で地域おこし協力隊として活動し、終了後も引き続き県内に在住する者で、活動終了後 1 年未満の者のうち、協力隊時の活動とは異なる体験内容である者
- (4) 県外から県内の高校・大学等に進学し、卒業後も引き続き県内に在住する者で、卒業後 1 年未満の者。ただし、入学前・在学中に既に雇用されている者は除く。
- (5) 過去に本事業を利用したことのない者
- (6) 受入者以外において正規雇用されていない者
- (7) 事業主として生業を持っていない者
- (8) 介護関係の有資格者のときは、同業種以外の体験を希望する者
- (9) アルバイト等で受入者の元に在籍している場合には、その期間が 3 か月未満の者
- (10) 年少者（体験開始時に 18 歳未満の者）の場合は、親権者または未成年後見人の同意を得ている者
- (11) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと
- (12) その他、財団が適当と認める者

2 第16条の規定による助成決定が、財団に起因する理由により年度内にできないときは、前項第2号、第3号、第4号中の「1年未満」及び第9号中の「3か月」の期限を超えて、財団が必要と認める期間を延長できる。

（親子連れ産業体験助成金の交付対象）

第6条 親子連れ産業体験者助成金の交付対象は、中学生以下の子どもを同伴して産業体験を行う者とする。

（産業体験受入先助成金の交付対象）

第7条 産業体験受入先助成金の助成対象は、次の各号に該当する者とする。ただし、同一体験期間中における助成金受給は、3名分を上限とする。

(1) 業種ごとの交付要件は次表のとおりとする。

業種	交付要件
農業	<p>『個人事業主・個人経営』</p> <p>① 認定農業者、指導農業士</p> <p>② 市町村、県、関係機関等が経験・技術・経営力など総合的に判断し、受入者として適当と認めた農家</p> <p>③ 上記①②には該当しないが、財団が受入者として適当であると認めた農家 『農事組合法人、（農業）法人等』</p> <p>① 市町村、県、関係機関等が経験・技術・経営力など総合的に判断し、受入者として適当と認めた法人</p> <p>② その他、財団が受入者として適当と認めた法人</p>
林業	<p>① 公益社団法人島根県林業公社（県林業労働力確保支援センター）が認めている林業事業体</p>
漁業	<p>『船籍』</p> <p>① 船籍が県内にあること 『漁業就業者』</p> <p>① J F しまね及び海士町漁業協同組合が認めている漁業就業者（船団）</p> <p>② 市町村、県、関係機関等が受入者として適当と認めた法人・漁業就業者</p>
介護	<p>① 高齢者福祉施設を営む事業体であること</p> <p>② 障がい者介護施設を営む事業体であること</p>
伝統工芸等	<p>① 国または島根県が指定する伝統工芸品（県として後継者の育成が不可欠と位置付ける分野）であること。または同等以上の歴史または固有技術があること。</p>

	② 地域に根差したものまたはその土地の資源を使っていると市町村が認め、かつ財団が受入者として適当であると認めた者
--	--

- (2) 事業所の場合、県内に本社、支社または支店等を有するものであること。ただし、漁業については船籍が県内にあれば本社、支社または支店等を県内に有しなくても対象とすることができる。
- (3) 受入者が個人の場合は、県内在住者であること。
- (4) 市町村が直営する事業体でないこと。
- (5) 産業体験者に対して不利益を生じさせる言動及び行為があつたと認められた者でないこと。

(介護職員初任者研修助成金の交付対象)

第8条 介護職員初任者研修助成金の交付対象者は、介護分野の体験を行い、体験期間中に介護職員初任者研修の受講を開始した者とする。ただし、無資格者に限る。

(他助成制度との併用)

第9条 財團以外の団体から助成制度と、第2条に規定する助成金との併用は、原則、認めない。ただし、財團が認めた場合はこの限りではない。

(支給先)

第10条 助成金の支給先については、次のとおりとする。

- (1) 産業体験者助成金は、体験者に対して支給する。ただし、受入者や市町村等がこの助成金を立て替えて体験者に支給する場合等は、受入者や市町村等に対して支給もできることとする。
- (2) 親子連れ産業体験助成金は、中学生以下の子どもを同伴して産業体験を行う場合に、前号に加え原則、体験者に対して支給とする。
- (3) 産業体験受入先助成金は、受入者が体験者に対して計画的に指導を行う場合に、受入者に対して支給する。ただし、市町村がこの助成金を立て替えて体験者に支給する場合等は、市町村に対して支給できることとする。
- (4) 介護職員初任者研修助成金は、体験者もしくは受入者のうち、経費を支払った方に支給する。

(産業体験の期間)

第11条 体験期間は、次のとおりとする。ただし、トライアル雇用の場合は、当該期間(3か月)を除いた月数とする。

- (1) 体験期間は3か月以上12か月以内とする。
 - (2) 伝統工芸の体験期間は、3か月以上24か月以内とする。
- 2 体験期間は、体験を開始した月の翌月を始期とする。ただし、月の初日から体験を始めた場合、当該月の一日を始期とする。なお、体験者と受入者の双方が合意し財團が認める場合には、体験開始時期を延期することができるものとする。

(体験内容)

第12条 体験内容は、第4条で規定する業種の範囲において、体験者の希望に沿った内容に基づき計画性を持って、受入者が次の各号に掲げる指導を行うこととし、体験を通して、業種を理解し、体験者が県内に定住できることを目指すものとなっていることとする。

- (1) 各体験業種における実務体験指導
- (2) 経営に関する指導
- (3) 各体験業種における生活体験指導
- (4) その他必要な事項

(体験日数、時間及び副業)

第13条 体験日数、時間及び副業は、次のとおりとする。

- (1) 1か月の体験日数は、原則20日程度、1日の体験時間は8時間程度とする。
- (2) 体験日数は、年間で最低180日を達成することが確認できること。
- (3) 第1号及び第2号を満たす場合は、副業を認める場合がある。

2 前項を満たさない場合及び1か月の体験日数が15日を下回る場合は、助成金を支給しない。ただし、考慮すべき事由がある場合はこの限りではない。

(支給額及び支給期間)

第14条 助成金の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 産業体験者助成金は、1か月あたり120,000円とする。ただし、以下の要件に該当する場合の支給額は、以下のとおりとする。なお、配偶者の父母、祖父母については、実父母、実祖父母と同様の取り扱いとする。

要 件	体験者助成金 (月額)
① 体験期間が12か月を超える場合、その超える期間	60,000円
② 県内に居住する父母または祖父母と同居する場合	60,000円
③ 上記②であっても、下記(ア)～(エ)のいずれかに該当する場合 (ア) 父母がいずれも75歳を超えている ※1 (イ) 父母のいずれかが介護が必要な状態 ※2 (ウ) 祖父母がいずれも75歳を超えている ※1 ※3 (エ) 祖父母のいずれかが介護が必要な状態 ※2 ※3 ※1 金額は75歳になった月の翌月から変更する。月の初日に75歳になった場合は、当該月から変更する。 ※2 「介護が必要な状態」とは、介護認定の結果が要支援または要介護の状態をいう。体験開始以降に介護が必要な状態になった場合、金額は要支援または要介護認定を受けた月の翌月から変更する。月の初日に介護が必要な状態になった場合は、当該月から変更する。 ※3 (ウ)(エ)については、同居の父母が(ア)(イ)のいずれにも該当しない場合には②とする。	120,000円
④ 同一世帯の複数の者が体験する場合における3人目以降の者	60,000円

- (2) 親子連れ産業体験助成金は、前号に加え1か月1世帯あたり30,000円とする。
- (3) 産業体験受入先助成金は、体験者1人につき1か月あたり30,000円とする。ただし、上限を3人分までとする。
- (4) 親族が受入者となる場合の体験者助成金及び受入先助成金は、以下のとおりとする。ただし、受入者が法人、個人事業主または任意団体で親族が所属している場合は、その代表者が2親等以内の親族である場合に限り、体験者助成金の支給額は1か月あたり60,000円とし、他の構成員が指導を行ったとしても、取り扱いは変更しない。

同居の有無		体験者助成金(月額)		受入先助成金(月額)	
		3親等以上 が受入者	2親等以内 が受入者	3親等以上 が受入者	2親等以内 が受入者
同居あり	父母(共に75歳未満)	60,000円	120,000円	60,000円	支給なし
	父母または祖父母以外				
	その他例外規定 (父母共に75歳以上等)	30,000円			
	同居なし				

- (5) 介護分野での体験の場合は、介護職員初任者研修を体験期間中に受講を開始する場合、受講に要する経費を上限72,000円まで支給する。
- (6) 助成金の支給期間は、第11条に規定する体験期間と同一とする。

(助成の申込)

第15条 産業体験者助成金(親子連れ産業体験助成金を含む。)を希望する者は、U I ターンしまね産業体験事業計画書(兼助成申込書)(様式第1号)、産業体験指導計画書(様式第1号の2)及び体験者及び受入者合意書(様式第1号の3)を財団理事長あてに提出しなければならない。

2 産業体験者助成金(親子連れ産業体験助成金を含む。)を希望する者は、前項の書類に加え、原則、第5条第1項の根拠資料として別表1の書類を、また、前条第1号の産業体験者助成金の根拠資料として別表2の書類を、併せて提出しなければならない。ただし、助成金支給月額が60,000円の者もしくは島根県内に居住している父母または祖父母(姻族含む)がいない者については、別表2の根拠書類の提出は不要とする。

3 U I ターンしまね産業体験事業計画書(兼助成申込書)と体験者及び受入者合意書は、体験者及び受入者の両者で記入し、産業体験指導計画書は、受入者が記入する。

4 第10条第1号の規定に基づき、受入者や市町村等が産業体験者助成金の支給を受けようとする場合は、助成金を体験者以外が受領する場合の理由書(様式第2号)を併せて提出しなければならない。

(助成該当非該当等の決定)

第16条 財団理事長は、提出されたU I ターンしまね産業体験事業計画書(兼助成申込書)及び産業体験指導計画書の内容を審査して助成の適否を決定し、その結果について助成決定書(産業体験者助成金は様式第3号、親子連れ産業体験助成金は様式第3号の2、産業体験受入先助成金は様式第3号の3)又は助成非該当書(産業体験者助成金は様式第4号、親子連れ産業体験助成金は様式第4号の2、産業体験受入先助成金は様式第4号の3)により申込者に通知するものとする。

2 申請内容の審査に際しては、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行うヒアリング等により、内容が適正であるかどうか確認を行い、決定するものとする。

(助成金給付申請)

第17条 産業体験者助成金(親子連れ産業体験助成金を含む。)の助成が決定となった体験者は、体験開始後、3か月ごと及び体験終了時にそれまでの体験実績に基づいて、助成金給付申請書(様式第5号)及び産業体験実施内容報告書(様式第5号別紙)を財団理事長あてに提出しなければならない。

2 産業体験者助成金を申請する場合(体験終了時に限る)は、原則、別表2の書類を併せて提出しなければならない。

3 産業体験受入先助成金が決定となった受入者は、体験開始後、3か月ごと及び体験終了時にそれまでの指導実績に基づいて、助成金給付申請書(様式第5号の2)を財団理事長あてに提出しなければならない。

(給付)

第18条 財団理事長は、前条の給付申請の内容を確認した後、給付通知書（産業体験者助成金は様式第6号、親子連れ産業体験助成金は様式第6号の2、産業体験受入先助成金は様式第6号の3）を交付し、助成金を給付する。

（不支給）

第19条 次の事項が認められた際は、それが認められた日以降の助成金を支給しない。

- (1) 体験者が、正当な理由がなく財団理事長及び受入者等の指示に従わなかったとき又は助成金受給対象者としてふさわしくない言動が認められたとき。
- (2) 体験者が、島根県を離れる意思が確認された場合。
- (3) 受入者が、適切な指導を実施しなかったと認められたとき。
- (4) その他、財団が不支給が妥当と判断した場合。

（助成金の返還）

第20条 次の事項が認められた際は、既に支給した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合。
- (2) 体験者が、財団または受入者に対し虚偽の申請を行った事実が判明した場合。
- (3) 受入者が、財団または体験者に対し虚偽の申請を行った事実が判明した場合。
- (4) その他、財団が返還が妥当と判断した場合。

2 前項の規定は、産業体験終了後も適用があるものとする。

（変更）

第21条 助成の申込時より変更が生じた体験者または助成の申込時より助成金の変更を伴う変更が生じた受入者は、変更申請書（様式第7号）を財団理事長あてに提出しなければならない。

- 2 変更の内容が、住所変更または産業体験者助成金の変更の場合、原則、第15条第2項の書類を提出しなければならない。
- 3 財団理事長は、提出された変更申請書の内容を確認し、その申請が認められる場合は、変更承認書（様式第8号）または変更助成決定通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。
- 4 助成金の変更を伴う変更申請があった場合は、変更日の翌月から変更する。月の初日に変更となつた場合は、当該月から変更する。
- 5 受入者の変更を伴う変更申請があった場合は、次の各号に該当するときに認めることとし、申請が認められたときは、体験者と新たな受入者は第15条を準用し事業計画書等を、当初の受入者は第23条を準用し指導終了報告書（様式第12号の2）を財団理事長あてに提出するものとする。
 - (1) 受入者の事情により年間を通じて産業体験を行うことができないとき
 - (2) やむを得ない事情により、受入者が受入継続不可能と判断されるとき
 - (3) 受入者として不適切な言動が認められるとき
 - (4) その他、財団が認めるとき

（体験を一時中断する場合の取扱い）

第22条 体験者は、止むを得ず体験期間の途中で体験を一時中断しようとする場合、第21条による変更手続きを行うこととする。

- 2 一時中断期間は、原則として累計1年間を上限とする。ただし、考慮すべき事由がある場合はこの限りではない。

（終了報告）

第23条 体験者は、体験終了時に終了報告書（様式第12号、親子連れ産業体験助成金が該当する場合は

様式13号) を財団理事長あてに提出しなければならない。

- 2 産業体験受入先助成金の支給を受ける受入者は、体験終了時に指導終了報告書(様式第12号の2)を財団理事長あてに提出しなければならない。

(体験を中止する場合の取扱い)

第24条 体験者が、不測の事態により止むを得ず期間途中で体験を中止する場合には中止申請書(様式第14号)を提出するとともに、体験実績に基づき給付申請及び終了報告を行うこととし、財団理事長はその内容を確認のうえ、助成金の給付を行う。

- 2 前項の規定による体験中止により体験期間が3か月に満たない場合には、産業体験者助成金は1か月あたり30,000円、産業体験受入先助成金は1か月あたり30,000円として給付することとする。ただし、体験期間が1か月に満たない場合は、原則助成金を支給しない。
- 3 第1項の中止の手続きをとることができず、連絡を試みてから3か月を経過してもなお体験者もしくは受入者のどちらか一方でも連絡がとれない場合は、産業体験事業は中止されたものとみなす。

(台帳作成)

第25条 財団理事長は、助成金を給付した場合には、その都度、助成金給付台帳を作成し、これに助成金給付の状況等を記帳しなければならない。

- 2 この台帳は10年間保存しなければならない。

(体験状況の確認)

第26条 財団理事長は、体験者の相談等に対応するため、体験状況の確認を行うものとする。なお、確認にあたっては関係機関との連携のもと効率的かつ効果的に行うものとする。

- 2 伝統工芸分野での体験については、2年目の継続時にヒアリングの上、双方による継続確認を行う。
- 3 体験終了後3年間は、定着状況についての確認を定期的に行うものとする。
- 4 体験者は、体験終了後も財団が行う確認に協力することとする。

(調査権)

第27条 財団理事長は、助成金の適正を期するため、助成金を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(加算金及び延滞金)

第28条 体験者及び受入先は、第20条の規定により、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

- 2 体験者及び受入先は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。
- 3 財団理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(年あたりの割合の基礎となる日数)

第29条 前条の規定による年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(定着状況の報告)

第30条 体験者は、体験を終了した日から3年を経過した日の属する年度の財団が指定する日までに定着状況報告書（様式第15号）を理事長に提出しなければならない。

（理事会等への報告）

第31条 財団理事長は、助成金の給付状況を理事会及び評議員会に報告するものとする。

（委任）

第32条 この要綱に定めるもののほか、U I ターンしまね産業体験事業の運用、解釈等については、必要の都度、財団理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- 7 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
- 8 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
- 9 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 10 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 11 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- 12 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 13 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 14 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- 15 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 16 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

ただし、令和6年3月31日前に体験期間が終了する体験者に係る本要綱の適用は、なお従前の例による。

別表1（第15条（助成の申込））

第5条第1項各号	根拠書類（写し可）
(1) 県外に在住する者	住民票 (世帯全員のもので続柄が分かるもの)
(2) 県外から島根県に移住して1年未満の者	住民票 (世帯全員のもので続柄が分かるもの)
(4) 県外から県内の高校・大学等に進学し、卒業後も引き続き県内に在住する者で、卒業後1年未満の者。 ただし、入学前・在学中に既に雇用されている者は除く。	・住民票 (世帯全員のもので続柄が分かるもの) ・卒業(在籍)証明書

別表2（第15条（助成の申込）および第17条（助成金給付申請））

対象者	提出時期	確認内容	根拠書類（写し可）
第14条第1号本文の者 (支給額12万円の者)	助成申込（様式第1号に添付）	居住実態	・賃貸借契約書 ・家賃支払いの分かるもの ・居住実態証明書（住み込み等に限る） ・不動産売買契約書
	助成金給付申請（様式第5号に添付） ※終了時の申請に限る	生活実態	・体験期間中の公共料金領収書 ・郵便物（宛名の記載があるもの） ・居住実態証明書（住み込み等に限る）
第14条第1号の表 ③の者（親元同居で支給額12万円）	助成申込（様式第1号に添付）	年齢	・年齢確認できる身分証明書 (例:住民票)
		介護	・介護保険被保険者証 ・障害者手帳

備考：支給額6万円の者もしくは県内在住の父母または祖父母（姻族含む）がいない者は、本表に定める書類の提出は不要。